**森林環境譲与税の譲与基準の見直し及び山村振興法の改正に関する特別要望書**

我が国の山村は、日本人としての精神の原点として国を支えてきた力の源であり、食料・森林資源の生産はもとより、国土の保全・災害防止、水資源の涵養、自然環境の保全、景観の形成、歴史・伝統文化の伝承等、多面的・公益的機能の発揮に重要な役割を担ってまいりました。このような国民の共有財産と言うべき山村は、国土の約５割にも及んでおり、そこを人口のわずか２．５パ－セントの住民が守っております。

山村を取り巻く環境は、近年、人口減少・高齢化の進展、これに伴う集落機能の衰退や自然災害・鳥獣被害の多発等により厳しさを増してきましたが、加えて、新型コロナウイルスの蔓延、地球温暖化、ウクライナ問題など世界情勢が激変し、山村地域もまた、コロナ禍、気象災害の頻発、諸物価の高騰などにより大きな打撃を被っております。

その一方、脱炭素という世界的な課題の下で、山村が果たしている環境保全・災害防止の機能及び二酸化炭素の吸収源としての機能が広く国民に再確認されるとともに、コロナ禍に直面する中で都市への人口集中の弊害が意識され、人口の地方分散が必要であると改めて認識されたところであり、山村振興法により示されている多面的・公益的機能について更なる充実を図る重要性は、ますます高まっております。

国におかれては、以上の認識の下に、下記の事項の実現を図られるよう強く要望致します。

記

1. 我が国の脱炭素社会の構築に向けた次世代の森林造成や花粉の発生源対策とい

った山村・都市共通の課題の解決に向け、森林整備をより一層推進する観点から、令和６年度からの森林環境譲与税の譲与額の増加に併せて、私有林人工林面積による配分の割合を高めるよう譲与基準を見直すこと。

1. 令和７年３月末に現行の山村振興法が期限を迎えることから、近年における山

村地域における大きな変化や、新たな国土形成計画の策定、食料・農業・農村基本法の見直し等を踏まえ、内容を充実して山村振興法を延長すること。